

一般社団法人健康な食事・食環境コンソーシアム 賛助会員規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第28条に基づき、一般社団法人健康な食事・食環境コンソーシアム（以下「当法人」という。）の賛助会員に関し必要な事項を定めるものとする。

(会員)

第2条 賛助会員は当法人の目的に賛同し、会費を納入する企業・団体及び個人で、理事会の承認を得た者とする。

(入会及び退会)

第3条 当法人の賛助会員になろうとする者は、紹介者の推薦を得て、所定の入会申込書の提出を事務局に提出する。この申込は当法人の設けるウェブサイトを通じて電磁的に行うことができる。

2 認証事業者が賛助会員になろうとする場合、認証審査応募と同時の申込はできず、認証を受けた翌年度以降に賛助会員の申込を行うものとする。

3 賛助会員である者が認証審査に応募する場合は、賛助会員となった年度の翌年度以降に応募するものとする。

4 申し込み者は所定の申込情報を登録後、年会費の納入が確認された後、賛助会員として登録される。入会日は登録日とする。

5 賛助会員は、理事会において定める所定の様式の退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。但し、退会当該年度の会費支払いの義務を有するものとする。

(会費)

第4条 会費は、以下のとおりとする。

賛助会員（企業・団体）	一口	30,000円（不課税）（1口以上5口まで）
賛助会員（個人）	一口	5,000円（不課税）（1口以上）

(変更届)

第5条 賛助会員は、その名称、住所、連絡先等、当法人への届出事項に変更が生じた場合には、速やかに所定の変更手続きを行うものとする。

2 賛助会員が前項の変更申込を行わなかったことにより、不利益を被った場合でも、当法人はその責任を負わないものとする。

(除名)

第6条 賛助会員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会の決議により、これを除名することができる。

- (1) 本法人の定款に違反したとき。
- (2) 本法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附則

本規程は、令和6年5月12日より施行する。